

伝達



産地情報の伝達

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品（注3）を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等（注4）又は商品の容器・包装への記載により、産地（注5）情報の伝達が必要です。

（注3）取引等の記録の対象品目と同じ。（ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除く。）

（注4）伝票等：伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

（注5）産地：米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

◆事業者間で産地情報を伝達していなかった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行う必要があります。

ただし、食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、食品表示法に従い、これまでどおり表示をしてください（※）。

また、外食店等（料理を提供する事業者）では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

※一部の商品については、食品表示法に加え米トレーサビリティ法に基づいて産地情報伝達を行う必要があります。詳しくはお近くの地方農政局等までお問い合わせ下さい。

◆一般消費者へ産地情報を伝達していなかった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

外食店等における一般消費者への産地情報の伝達手段

店内に産地情報
を掲示



産地情報については、
店員におたずね
ください。



店内に産地を
知ることが
できる方法
を掲示



メニューに
産地情報を記載

